

遊休財産貸付に関する公募型プロポーザルの実施について

本市では、市有財産のより一層の有効活用を目的として、遊休財産（行政目的がなくなった普通財産のうち活用方針が定まっていない不動産）について中山間地域の課題解決や地域振興に資する利活用方法の提案を求める公募型プロポーザルを実施しています。採択された事業の提案者には、地元説明会や契約手続きを経たうえで、その遊休財産を無償で貸付いたします。

本プロポーザルは毎月締切を設け、対象とする遊休財産の物件ごとに年間を通して募集しています。皆様の自由な発想による提案をお待ちしております。

記

1 対象物件（2024年6月3日現在）

- ① 旧春野北小学校（天竜区春野町杉 242-2）
- ② 旧春野東中学校（天竜区春野町石打松下 223-1）
- ③ 旧勝坂神楽の里（天竜区春野町豊岡 286 ほか）
- ④ 旧石切みやま会館（天竜区春野町石切 301 番地-1）

※対象物件は月末に更新されることがあります。現在対象になっている物件はホームページの物件リストをご確認ください。

2 主な貸付条件

- ・「浜松市中山間地域振興計画」で掲げる主要施策の4項目以上に該当すること
- ・貸付期間は10年以内（更新可能）
- ・貸付料は無料とする（民法第593条に基づく使用貸借契約）
- ・借受者が自ら貸付物件の修繕・維持管理等を行い、安全に使用すること
- ・事業に必要な光熱費や貸付物件の管理にかかる費用等は借受者が負担すること
- ・避難所、投票所、防災ヘリポート等に指定されている物件については、その使用が可能な態勢で使用すること

3 その他詳細については浜松市公式ホームページからご確認ください。

URL : <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/asset/katsuyou/Kashitukechusankan.html>

ホーム>市政>市有財産>活用可能財産の公表・公募>遊休財産の貸付>2024年度浜松市中山間地域における遊休財産貸付に関する公募型プロポーザル方式の実施について

検索

浜松市 遊休財産の貸付